

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
「アンチ・ドーピングに係る  
インテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」  
最終報告書

平成28年3月23日

## 目次

1. はじめに .....	- 1 -
2. インテリジェンススキーム構築による成果（アウトカム）の確認 .....	- 2 -
(1) 背景 .....	- 2 -
(2) 期待されるアウトカム .....	- 2 -
3. 諸外国によるインテリジェンス活用ケース .....	- 3 -
(1) WADA の例示ケース .....	- 3 -
(2) 英国及び豪州のケース .....	- 4 -
(3) 情報の聴取（インタビュー）について .....	- 4 -
(4) 諸外国のケースを参照する際の留意点 .....	- 4 -
4. 我が国におけるインテリジェンススキーム構築のための法的枠組み .....	- 5 -
(1) 行政機関からの情報提供の達成に向けて .....	- 5 -
(2) 法的枠組みの正当化に向けた課題 .....	- 6 -
(3) 独立行政法人等による個人情報の「目的内提供」の例 .....	- 9 -
5. 今後に向けて .....	- 9 -
(1) 検討課題 .....	- 9 -
(2) JSC と JADA の役割について .....	- 9 -
[参考1] 審議経過 .....	- 11 -
[参考2] 委員名簿 .....	- 12 -
[参考3] 最終報告書掲載条文等 .....	- 13 -

## 1. はじめに

平成 24 年 3 月、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 9 条第 1 項に基づき、文部科学省において、スポーツ基本計画が策定された。スポーツ基本計画は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられるものである。

スポーツ基本計画においては、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)におけるドーピング防止活動の支援が明記された。

そして、平成 25 年 5 月には、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号、以下「JSC 法」という。)が改正され、「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務」が JSC の業務として、新たに加えられた(第 15 条第 1 項第 6 号)。これにより、JSC は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)や関係機関・団体と連携しつつ、これまで実施してきたドーピング防止活動に関する取組みを明確化するとともに、インテリジェンス情報や調査に基づいた検査実施など新たな国際的動向に対応し、ドーピング防止活動の更なる推進を目指すこととなった。

国際的な動向としては、平成 27(2015)年に世界アンチ・ドーピング規程(World Anti-Doping CODE、以下「WADC」という。)が改訂され、国内アンチ・ドーピング機関(以下「NADO」という。)に対して、アンチ・ドーピングに関するインテリジェンス活動体制を構築することが義務付けられた。さらに、各国政府に対して、同規程第 22 条第 2 項で「各国政府は…アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を定める」、第 22 条第 3 項で「各国政府は…アンチ・ドーピング機関との間で適時に情報共有するために、その公的サービス若しくは団体及びアンチ・ドーピング機関間の協力関係を促す」と定めた。これにより、各国政府に対しても、NADO がインテリジェンス活動を行うにあたり必要となる行政機関の情報を利用できるような体制の構築を求めているものといえる。

アンチ・ドーピング先進国である英国や豪州などでは、自らのインテリジェンス活動に基づく情報の他、行政機関からの情報を信頼性・信憑性の高い情報としてアンチ・ドーピング活動に役立てる体制をとっている。

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国には、国際オリンピック委員会(IOC)から、WADC の遵守及びインテリジェンス活動体制の整備が要請されており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国である我が国においても、同様にインテリジェンス活動体制の構築が求められている。

JSC では、平成 26 年 10 月より『アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム』を設置し、我が国におけるインテリジェンス体制構築の方策について、法律の専門家を含む外部委員を交えて、個人情報保護法、行政法等の観点から議論を進めてきた。これらの議論は、現行法制下で、アンチ・ドーピングに資する行政機関からの情報提供を達成するための、法的枠組みの探求を含むものである。

本資料は、これまでに実施した 9 回にわたる会議概要を取りまとめたものであり、今後のインテリジェンス活動体制の構築に向けた具体的な実務内容の方向性を確認するために作成したものである。

## 2. インテリジェンススキーム構築による成果(アウトカム)の確認

### (1) 背景

【図1：アンチ・ドーピング規則違反要件 該当対象者一覧】

平成 27(2015)年に WADC が改訂され、サポートスタッフを対象に含めた新たなドーピング規則違反として、「違反関与」(第 2 条第 9 項)及び「特定の対象者との関わりの禁止」(第 2 条第 10 項)が追加され、アンチ・ドーピング規程の対象の拡大が見られる(図1)。

更に、同規程第 21 条において、サポートスタッフの責務として、「サポートスタッフが過去 10 年間の間に、アンチ・ドーピング規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを、その国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に開示すること」(第 21 条第 2 項第 4 号)、「アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること」(第 21 条第 2 項第 5 号)、「サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し、又は、保有しないものとする」(第 21 条第 2 項第 6 号)という規定が加えられた。これは、サポートスタッフによるアンチ・ドーピング活動に対する責務の厳格化を図ったものといえる。

No.	WADC	ドーピング違反条件	制裁対象	主なスポーツ制裁内容
1	2.1	競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること	・アスリート	4年もしくは2年資格停止
2	2.2	競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること	・アスリート	4年もしくは2年資格停止
3	2.3	検体の採取の回避、拒否又は不履行	・アスリート	4年もしくは2年資格停止
4	2.4	居場所情報関連義務違反	・アスリート	2年資格停止
5	2.5	ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること	・アスリート ・サポートスタッフ	4年もしくは2年資格停止
6	2.6	禁止物質又は禁止方法を保有すること	・アスリート ・サポートスタッフ	4年もしくは2年資格停止
7	2.7	禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること	・アスリート ・サポートスタッフ	4年～永久資格停止
8	2.8	競技会(又は競技会外)において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を授与し、又はこれらを企てること	・アスリート ・サポートスタッフ	4年～永久資格停止
9	2.9	規則違反関与(規則違反の支援、唆し、共謀等)	・アスリート ・サポートスタッフ	2年～4年資格停止
10	2.10	特定の対象者(資格停止中のスタッフ等)との関わりを持つこと	・アスリート ・サポートスタッフ	2年資格停止

これに伴い、インテリジェンス情報を収集し、検体分析によらずにアンチ・ドーピング規則違反者を特定すること(Non-Analytical Findings)の重要性が今まで以上に増していくことが想定されている。

### (2) 期待されるアウトカム

一般にインテリジェンスはインフォメーションと区別して、以下のように定義される。

- ▶ インフォメーション＝「報告、画像、録音された会話等のマテリアルで、未だ加工、統合、分析、評価、及び解釈のプロセスを経していないもの」
- ▶ インテリジェンス＝「収集されたインフォメーションを加工、統合、分析、評価、及び解釈して生産されるプロダクト」

(『スポーツ・インテリジェンス-オリンピックの勝敗は情報戦で決まる-』和久貴洋著(2013)より引用)

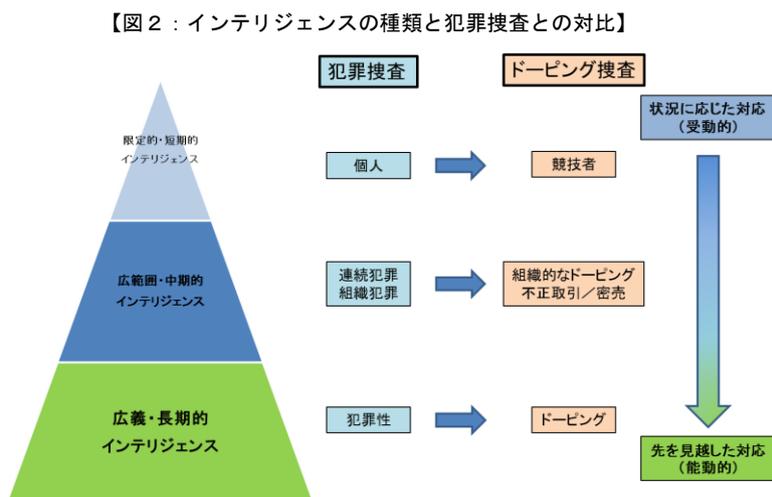
上記を踏まえると、アンチ・ドーピングにおけるインテリジェンスは、「収集されたインフォメーションを加工、統合、分析、評価、及び解釈し、アンチ・ドーピングの特定に資するプロダクト」と定義づけられる。

ドーピング違反を証明するためには、①インテリジェンス情報が規律パネルに提示する直接の証拠になる場合、②インテリジェンス情報が検査立案の参考情報になる場合、③インテリジェンス情報の信頼性・信憑性を高めるために更なる追加調査が必要な場合、④インテリジェンス情報が次なるインテリジェンス情報を生む場合があり、これらを恒常的に行うこと(＝インテリジェンスサイクルの運用)が重要であ

る。

よって、我が国として期待されるアウトカムは、「アンチ・ドーピングにかかるインテリジェンスサイクルを高度化・高品質化することにより、アンチ・ドーピング違反者を特定する機能を強化し、もってクリーンなスポーツを確保すること」と言えよう。

なお、世界アンチ・ドーピング機構(以下「WADA」という。)は、インテリジェンス情報を活用したドーピング調査を、中長期的な戦略性のもとで能動的にドーピング違反者を特定する手立てと位置づけており、犯罪捜査の体系、知見等がドーピング調査に活用できることを示している(図2)。



Module I. Anti-Doping Introduction、Holz、Robertson、WADA(2014)を和訳

### 3. 諸外国によるインテリジェンス活用ケース

我が国のインテリジェンススキーム構築に向けて、諸外国の事例を参照することは肝要である。WADAの例示やインテリジェンス活動で先進的な取り組みを行う英国及び豪州の事例を確認したい。

#### (1)WADA の例示ケース

WADA は、「Coordinating Investigation Sharing Anti-Doping Information Evidence」([https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com/resources/files/WADA\\_Investigations\\_Guidelines\\_May2011\\_EN.pdf](https://wada-main-prod.s3.amazonaws.com/resources/files/WADA_Investigations_Guidelines_May2011_EN.pdf))において、行政機関との連携がドーピング調査に効果があることを具体的な事例を用いて紹介している。

例えば、平成 18 年に開催されたトリノオリンピックにおいて、WADA、IOC、国家憲兵(警察の一種)が連携して捜査を行い、血液ドーピングの証拠品を押収し、そこから得られた情報が即座にスポーツ関連団体に共有され、違反を特定したとされる。また、米国の NADO である US Anti-doping Agency が警察組織に情報提供や協力を行ったことにより、警察が得た情報が共有され、アンチ・ドーピング規則違反者を特定したケースや、豪州の NADO である Australian Sports Anti-doping Authority(以下「ASADA」という。)が税関からの情報に基づき、インテリジェンス情報を収集して、違反を特定したケースが紹介されている。

## (2) 英国及び豪州のケース

英国の NADO である UK Anti-doping (以下「UKAD」という。)によるインテリジェンス情報を活用したドーピング調査活動はIOC 及び WADA より、ベストプラクティスの一つと評価されている。JADA は、本年、我が国のアンチ・ドーピング活動の更なる推進のため、UKAD と連携協定を結んだ。

第3回検討チームにおいて行われた UKAD によるプレゼンテーション及びその後の担当者へのヒアリングによると、多種多様な情報源から、インテリジェンス活動を行い、特に、法執行機関 (Law Enforcement Agencies、強制力を行使する行政機関、警察組織を含む。)からの情報は、確実性と信頼性において最も重要な情報源の一つであると強調された。(図3は UKAD 提示資料の一つ)

【図3 : UKAD 提供資料】



UKAD では、法執行機関からの情報のみによって、アンチ・ドーピング規則違反の特定に至っているケースがある。例えば、警察から捜査情報を受けて、警察が禁止薬物を含む違法薬物の保持と不正取引を立証し、UKAD においてもドーピング違反を特定したケースや、税関からの情報をきっかけとして UKAD が独自にドーピング調査を行い、ドーピング違反を特定したケースなど、検体検査を伴わずにドーピング違反を特定したケースがある。

## (3) 情報の聴取(インタビュー)について

諸外国では、アスリートやサポートスタッフからの聞き取り情報も重要な情報の一つとして位置づけられている。豪州では、NADO である ASADA の設置法における条文に則り、アスリート及びサポートスタッフがインタビューを忌避した場合には、過料が科されるが、英国においては、同様の強制力を伴う法令は存在しない。UKAD 担当者へのヒアリングによれば、インテリジェンス活動の責任者に警察経験者を配置し、刑事捜査等で利用するインタビューのノウハウを活用するとともに、アスリートやサポートスタッフによる WADC への協力義務が要請されている点や実質的支援によるインセンティブ条項を用いて、アスリート及びサポートスタッフへの聞き取りを行い、情報を引き出しているとのことである。

## (4) 諸外国のケースを参照する際の留意点

UKAD 担当者へのヒアリングによれば、英国内の行政機関が本来規制すべき物質(例:アナボリックステロイドは、英国 Misuse Drug Act 1971 において Class C ドラッグとして規制されている。)の情報をアンチ・ドーピング目的に活用している模様である。また、豪州では、豪州の NADO である ASADA の設置法において税関が保有する情報等への ASADA のアクセス権が法律で規定されている。したがって、諸外国のケースを参照する場合には、その背景にある規制状況及び法的根拠を理解することが肝要である。

なお、豪州では、インテリジェンス活動のプロセス自体が、民事訴訟問題に発展している例があり、我

が国のインテリジェンススキームが法令を遵守しつつ、効果的な運用が可能となるように各国の事例や法令の更なる精査が必要である。

#### 4. 我が国におけるインテリジェンススキーム構築のための法的枠組み

##### (1) 行政機関からの情報提供の達成に向けて

これまでの議論を踏まえ、現行法(=アンチ・ドーピングにかかる行政機関等からの情報提供に関する法令上の規定が無い状態)において、行政機関からの情報提供を達成する法的枠組みとして、次のスキームが妥当であることを検討チームの共通認識とする。

#### I. 行政機関→JSC(又はスポーツ庁を通じてJSC)

- ① 本人同意の取得(行政機関個人情報保護法第8条第2項第1号)、
- ② 目的外の第三者提供:「相当な理由」(行政機関個人情報保護法第8条第2項第3号)、又は

##### 【説明】

行政機関の長は、JSCが行う「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務」(JSC法第15条第1項第6号又はスポーツ庁が行う「スポーツにおけるドーピングの防止活動の促進に関すること」(文部科学省組織令89条4号))を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号の「法令に定める事務又は業務」に該当しかつ「相当な理由」が存在すると判断した場合に、スポーツにおけるドーピングの防止活動に資する個人情報をJSC(又はスポーツ庁)に提供できる。

- ③ 保有個人情報を目的外の第三者に提供することについて特別の理由のある時:「特別の理由」(行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号)

##### 【説明】

行政機関の長は、①又は②に該当しなくても、ア:他の条項によって行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、イ:提供を受ける側であるJSC(又はスポーツ庁)が自ら情報を収集することが著しく困難であるか又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、ウ:情報の提供を受けなければ提供を受ける側であるJSC(又はスポーツ庁)の事務の目的を達成することが困難であること等、特別の理由があると判断した場合に、スポーツにおけるドーピングの防止活動に資する個人情報をJSC(又はスポーツ庁)に提供できる。

#### II. JSC→JADA

- ① 本人の同意がある時又は本人に提供する時(独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第1号)
- ② 目的内提供、又は

##### 【説明】

- JSCは、当該情報を、独立行政法人等個人情報保護法第3条に則り、「個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定」することで保有することができる。

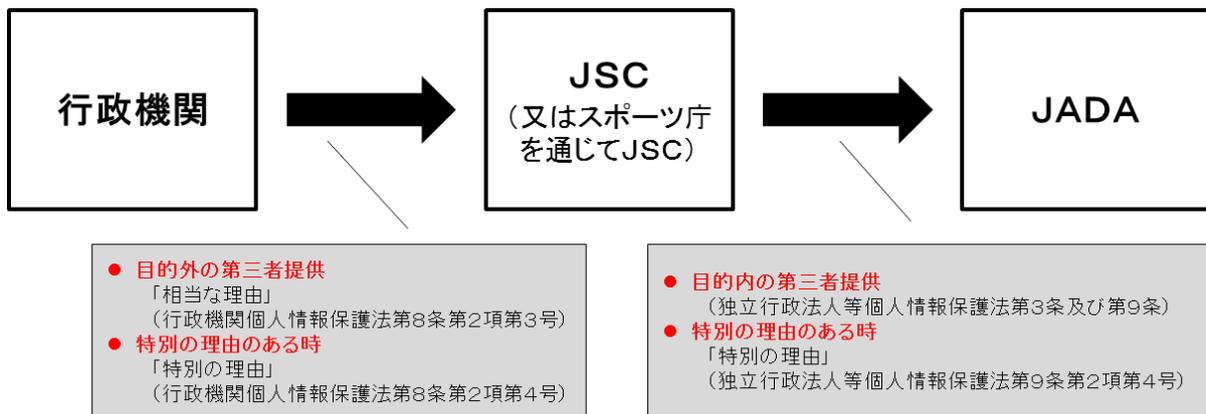
- JSCは、独立行政法人等個人情報保護法第9条(=利用目的以外の目的のための利用・提供を制限する規定)の解釈に則り、特定する利用目的の範囲内(=アンチ・ドーピング活動の推進)で、行政機関から得られた情報をJADAに提供する。

③ 保有個人情報を目的外の第三者に提供することについて特別の理由のある時：「特別の理由」（独立行政法人等個人情報保護法第9条第2項第4号）

【説明】

- JSC は、JADA への提供にかかる本人の同意を取得できず(①)、また、目的内提供であると評価できない場合(②)でも、ア:JADA への提供はスポーツ基本法第29条で定められた連携に密接に関わる公益性の高いものであり、イ:インテリジェンス活動における個人情報を行政機関の長から取得する役割は、JADAが直接的に担うことは困難であり、独立行政法人であるJSCが取得した上で、JADA への提供について判断を行うことが望ましいうえ、ウ:JSCからのインテリジェンス活動における個人情報を受けなければ、JADA の事務の目的を達成することは困難であること等の特別な理由があると判断した場合に、インテリジェンス活動における個人情報を JADA に提供できる。

図4:本人同意によらない行政機関からの情報共有達成に向けた法的枠組み概念図



我が国の平常時におけるスキームについては上記を前提とし、同意の取得が困難なアスリート及びサポートスタッフの個人情報を国外の第三者機関に提供する際には、提供元がJADAの場合、個人データの越境移転は原則不可(改正個人情報保護法第24条、未施行であるが平成29年9月9日までの政令で定める日に施行される。)であるため、JSCが独立行政法人等個人情報保護法に則り、国外機関に提供するスキームが妥当な方法論であるとの方向性が示された。

なお、JADAがドーピングコントロールフォームを通じて入手する情報は本人同意に基づくと解釈することが妥当である。

(2) 法的枠組みの正当化に向けた課題

ア) 本人同意について

アンチ・ドーピング活動に関する個人情報の使用許諾の同意について、検討チームでは、次の種類の

本人同意について議論がなされた。

- i. アスリートであれば当然にアンチ・ドーピング活動に対して協力するという一般的な同意
- ii. アスリートが当該行政機関に対して、インテリジェンス活動を行う JSC に個人情報提供されることへの同意

とりわけ、ii については、その方法論と留意点について次のような議論があった。今後、JSC、JADA において同意文書の雛形案の作成を含めた個別具体的な検討を行うことが必要である。

#### 論点①: 同意の方法論

アスリートとの接点が多い JADA において、アスリートから行政機関の長宛の同意文書を作成し、署名をもらう。

#### 論点②: 同意を取ることによるインパクト

行政機関がアスリートから同意の文書を取得することは、明確な同意であるが、その分拘束力が高く、署名する側としてはインパクトが大きい。よって、同意のみで正当性を調達するより、行政機関の長が正当な理由があると判断するに足りる理由を立て、そこにアスリートとしての地位として一般的同意が追加的理由として付与される方法が妥当ではないか。行政機関の長の判断材料の一つとして、上記 i. の同意を用いる。

#### 論点③: 同意文書の証明

行政機関への同意文書が本当のものであるかを証明することが必要。行政機関との折衝において、同意が取れていると当然考えられうる書式や方法論を協議・決定することが重要。加えて、同意の撤回が無いことをどのように証明するか。

#### イ) 「相当な理由」の正当化

行政機関からの経常的な情報提供を達成するためには、法的な観点による実体的な理由(実質的必要性)と構造的な理由(JSC 及び JADA の情報セキュリティ構造)の双方から「相当な理由」を正当化することが必要であることが議論された。

構造的な理由を担保・補強するものとして、第三者によるプライバシー評価(UKAD が行った Privacy Impact Assessment と同様のもの)を実施する必要性も指摘された。

「相当な理由」を示すためには、【実体的な理由】及び【構造的な理由】を説明する必要があり、以下のような整理が可能であると考えられる。

#### 【実体的な理由】

##### ■ マクロ的理由(公共の利益)

#### i. 我が国によるアンチ・ドーピング活動への関与

- 平成 11 年に WADA が設立され、日本は現在に至るまでアジア地域の常任理事国として WADA の活動を支援してきている。
- 平成 18 年に政府として国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の国際条約である「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結。
- 平成 23 年にスポーツ基本法が成立し、「ドーピング防止活動の推進」が言及され、平成 24 年に文部科学省が策定したスポーツ基本計画においてもドーピング防止活動の推進が具体的な政策目標として掲げられる。
- 平成 25 年、JSC 法が改正され、JSC の業務としてアンチ・ドーピングの推進が追加された。

## ii. 世界アンチ・ドーピング規程上(WADA Code)のJSCの位置付け

- 平成27年1月のWADCの改訂を踏まえ平成27年1月1日に改訂された日本アンチ・ドーピング規程(以下「JADC」という。)において、JSCの権限と役割について明記されている。

## iii. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催

- オリンピック・ムーブメントを統括する国際オリンピック委員会(IOC)が定めるオリンピック憲章には、WADCの適用はオリンピック・ムーブメント全体にとっての義務であると位置づけており、当然、東京大会にも義務として適用される。

### ■ミクロ的理由(アスリートの責務)

#### i. 競技者及びサポートスタッフの役割と責務

- 競技者、サポートスタッフはJADCに則り、アンチ・ドーピング活動に協力する責務がある。

#### JADC(抄)

##### 第24条 競技者及びサポートスタッフの役割と責務

##### 24.1 競技者の役割と責務

24.1.1 本規程に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範及び規則をすべて理解し、遵守すること。

24.1.2～24.1.5(略)

24.1.6 ドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

24.1.7 (略)

##### 24.2 サポートスタッフの役割及び責務

24.2.1 本規程に盛り込まれたアンチ・ドーピング規範及び規則のうち自己に適用されるもの、又は支援を行う競技者に適用されるものをすべて理解し、遵守すること。

24.2.2～24.2.4(略)

24.2.5 ドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

24.2.6 (略)

### ■ミクロ的理由(個別事案への着目)

#### i. アスリートの場合

- 当該アスリートの当該嫌疑
- 上記嫌疑を確定させるうえで、当該情報がどれだけ必要であるか

#### ii. サポートスタッフの場合

- 関係する当該サポートスタッフの当該嫌疑
- 上記嫌疑を確定させるうえで、当該情報がどれだけ必要であるか(アスリートの場合に比べ、より具体的なものでなければならない)

### 【構造的な理由】

#### i. 行政機関による情報提供の実現に向けた情報セキュリティ体制について

- JSC

独立行政法人等個人情報保護法を根拠に「独立行政法人日本スポーツ振興センターが保有する個人情報の管理規則」が設けられているため、当規則に則った情報管理を行う。情報提供先であるJADAに対しては適切なプライバシーに関する認証の取得を要求する。

➤ JADA

JSCとの協議においてプライバシーに関する認証取得(プライバシーマーク、APEC-CBPR等)等を検討した上で、体制の整備を行う。

(3)独立行政法人等による個人情報の「目的内提供」の例

実際に、他の独立行政法人における「目的内提供」の取扱いについて調査を行った。目的内提供として整理している外部提供、すなわち個人情報ファイル簿に記載される経常的提供先をみると、各法人等によって相当柔軟な運用がなされていることが考えられる。これらについて悉皆的な調査を実施することも考えられるが、特に、捜査情報やそれに類する情報の提供について、個人情報保護規程(各種の書式を含む。)の追加調査を行うことが効果的と考えられる。

【目的内提供として整理している外部提供の例】

○独立行政法人大学入試センター

「平成26年度大学入試センター試験志願者ファイル」(※個人情報ファイルの名称)について、「大学入試センター試験を利用する国公立大学及び短期大学」を記録情報の経常的提供先として記載する。

○独立行政法人国民生活センター

「消費生活相談カード」(※個人情報ファイルの名称)について、一部(土日祝日相談のみ)公益社団法人全国消費生活相談員協会を経常的提供先として記載する。

○国立大学法人東京大学

学生の「授業料預金口座振替用情報」(※個人情報ファイルの名称)について、「金融機関」を経常的提供先として記載する。

## 5. 今後に向けて

### (1) 検討課題

検討チームでの議論の結果、行政機関からの情報提供を達成する上で、法的枠組みの共通認識を図ることができたが、①本人同意の取得に向けた具体的な方策への議論、及び②「相当な理由」に対する正当化が課題であることが分かった。JSCとJADAにおいて更なる具体的な検討が必要である。

また、諸外国の実例では、関連法規(例:アンチ・ドーピング法)や規制(例:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)による違法行為の取り締まり)情報をアンチ・ドーピング目的で活用しているケースがあるため、現行法制下において、アンチ・ドーピングの規制対象(例:WADA 国際基準禁止表)と我が国の行政機関による規制の範囲(例:輸出入することで違法となる物質等)の重複関係の分析及び明確化が有益と考えられる。

### (2) JSCとJADAの役割について

JSCは、アンチ・ドーピングを推進する独立行政法人として、行政機関への情報照会の接点となり、得られる情報からインテリジェンスサイクルを運用することを主たる業務とし、必要に応じてJADAへの情報提供や追加情報の照会を行うことを基本的なスキームとして、今後議論を深めていくことが妥当と考えられる。

行政機関への具体的な協力依頼に向けては、上記の論点に加え、ドーピング嫌疑の確定のために行政機関の保有する情報が必要である正当性を説明しなければならない。そのためには、JSCとJADAによる独

自のインテリジェンス活動を行うことにより、その必要性を実証することが必要と考えられる。

その具体化の一つとして、JSC 独自でインテリジェンス情報を得られる機能として通報窓口を設置することや JADA での嫌疑情報の JSC への不断の連携に加えて、構造的理由の補強に向けて、JADA によるプライバシー認証の取得や、想定するスキームに対する第三者によるプライバシー評価の実施に向けた調査・検討が求められよう。

**【今後の具体的な検討に向けたJSCとJADAの役割について(方向性の整理)】**

**■JSCの役割**

- ・ 行政機関からの情報収集・分析・提供
- ・ 聞き取り調査に係る方法の検討及び実施(アスリート、サポートスタッフ等)
- ・ 通報窓口を通じた情報収集・分析
- ・ その他、情報収集・分析《例:JSCが独自にインテリジェンス情報(ハイパフォーマンス情報、合宿計画情報)》

**■JADAの役割**

- ・ JSCの依頼に基づく追加調査・情報提供
  - 居場所情報(ADAMS)
  - アスリート・バイオロジカル・パスポート情報
  - WADA、NADO 情報
  - 国際競技団体、国内競技団体情報
  - 競技大会主催者情報
  - その他、うわさ情報等
- ・ インテリジェンス情報に基づく検査実施
- ・ 規律パネルへの違反の追及(Non-Analytical Findingsの事案含む)

アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた  
検討チーム審議経過

第1回 平成 26 年 10 月 17 日(金)14:00-16:00

○現状の情報の流れ、課題把握等

第2回 平成 26 年 11 月 27 日(木)10:00-12:00

○情報提供(海外事例、薬機法)、行政機関・独立行政法人等個人情報保護法に係る検討等

第3回 平成 27 年 1 月 16 日(金)15:30～18:00

○UKAD からのプレゼンテーション、行政機関との情報共有に向けた課題整理等

第4回 平成 27 年 2 月 24 日(火)13:30～15:30

○「平成 26 年度検討チームまとめ案」等

第5回 平成 27 年 4 月 10 日(金)13:30～15:30

○これまでの検討事項に関する論点整理等

第6回 平成 27 年 6 月 1 日(月)10:00～12:00

○平成 26 年度検討チームまとめにおける課題整理、同意取得の検討等

第7回 平成 27 年 9 月 4 日(金)15:30～17:30

○全体像の整理案と今後の方向性に関する検討等

第8回 平成 27 年 11 月 13 日(金)15:30～17:30

○JSC 業務指針策定に向けた検討等

第9回 平成 27 年 12 月 11 日(金)10:00～12:00

○インテリジェンス機能の確認、関係機関との連携に係る整理等

第10回 平成 28 年 3 月 23 日(月)10:00～12:00

○これまでの検討会のまとめ

【開催場所:スポーツ庁、味の素ナショナルトレーニングセンター内会議室等】

[参考2]

アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた  
検討チーム委員名簿  
(平成28年3月23日現在)

あさかわ しん  
浅川 伸

日本アンチ・ドーピング機構専務理事

いまいずみ じゅうごう  
今泉 柔剛

スポーツ庁国際課長

おりはし ようすけ  
折橋 洋介

広島大学大学院社会科学研究所・法学部准教授、  
警察政策学会監事

きし ちあき  
岸 千秋

日本スポーツ振興センタースポーツ・インテグリティ・  
ユニットアンチ・ドーピンググループ長

さかいだ まさき  
境田 正樹

東京大学理事、弁護士

ししど じょうじ  
宍戸 常寿

東京大学大学院法学政治学研究科教授

たかたに よしなり  
高谷 吉也

日本スポーツ振興センター理事

やまもと たつひこ  
山本 龍彦

慶應義塾大学法科大学院教授

(50音順)

---

【オブザーバー】

いたくら よういちろう  
板倉 陽一郎

ひかり総合法律事務所 弁護士

「アンチ・ドーピングに係るインテリジェンススキーム構築に向けた検討チーム」  
最終報告書掲載条文等  
(平成28年3月23日現在)

スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)(抄)

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2～3(略)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年十二月十三日法律第百六十二号)(抄)

(業務の範囲)

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五(略)

六 スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十八号)(抄)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 (略)

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3～4(略)

**独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十九号)(抄)**

(個人情報の保有の制限等)

第三条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～三(略)

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3～4(略)

**世界アンチ・ドーピング規程(2015年1月1日発効)(抄)**

第2条 アンチ・ドーピング規則違反

第2条は、アンチ・ドーピング規則違反が成立する状況及び行為を明記することを目的とする。

ドーピング事案の聴聞会は、一又は二以上のこれらの個別の規則に対する違反の主張に基づき開始されることになる。

競技者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げる事項が、アンチ・ドーピング規則違反を構成する。

2.1～2.8(略)

2.9 違反関与

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アンチ・ドーピング規則違反の企て、又は第10.12.1項の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関

与。

## 2.10 特定の対象者との関わりの禁止

アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。

2.10.1 アンチ・ドーピング機関の管轄に服するサポートスタッフであって、資格停止期間中であるものの。

2.10.2 アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、本規程に基づく結果の管理過程において資格停止の問題が取り扱われていないサポートスタッフであって、仮にかかると人に本規程に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又は、かかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から 6 年間又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、

2.10.3 第 2.10.1 項又は第 2.10.2 項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動しているサポートスタッフ。本条項が適用されるためには、競技者又はその他の人が、従前より、競技者又はその他の人を管轄するアンチ・ドーピング機関又は WADA から、書面にて、サポートスタッフが関わりを禁止される状態にあること及び関わりを持った場合に課される措置の内容について通知されており、かつ、当該競技者又はその他の人が関わりを合理的に回避できたことを要する。また、アンチ・ドーピング機関は、第 2.10.1 項及び第 2.10.2 項に記載される基準が自己に適用されない旨の説明をサポートスタッフが 15 日以内にアンチ・ドーピング機関に対して提起できるということについて、競技者又はその他の人に対する通知の対象であるサポートスタッフに知らせよう、合理的な努力を行うものとする(第 17 条に関わらず、サポートスタッフの関わり禁止の原因となった行為が第 25 条に定める効力発生日に先立ち行われた場合であっても、本条は適用される。)

第 2.10.1 項又は第 2.10.2 項に記載されたサポートスタッフとの関わりが、職務上又はスポーツと関連する立場においてなされたものではないことの举证責任は、競技者又はその他の人がこれを負う。第 2.10.1 項、第 2.10.2 項又は第 2.10.3 項に記載された基準に該当するサポートスタッフを認識したアンチ・ドーピング機関は、当該情報を WADA に提出するものとする。

## 第 21 条:競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務

### 21.2 サポートスタッフの役割及び責務

21.2.1～21.2.3(略)

21.2.4 サポートスタッフが過去 10 年間の間に、アンチ・ドーピング規則違反を行った旨、非署名当事者により認定された決定があれば、それを、その国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟に開示すること。

21.2.5 アンチ・ドーピング規則違反についてドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

[第 21.2.5 項の解説:ドーピング捜査に協力しないことは、本規程に基づくアンチ・ドーピング規則違反ではないが、関係機関の規則に基づく懲戒処分の根拠となりうる。]

21.2.6 サポートスタッフは、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し、又は、保有しないものとする。

## 第 22 条:政府の関与

本規程への各国政府の参画は、2003 年 3 月 3 日の、スポーツにおけるアンチ・ドーピングに関するコペンハーゲン宣言に署名した上で、ユネスコ国際規約を批准、受諾、承認し、又は、これに加入することにより証される。次に掲げる条項には署名当事者に期待される事項が定められている。

22.1(略)

22.2 各国政府は、本規程の定めに従い、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を定める。

22.3 各国政府は、ドーピングとの戦いに有益な情報について、法的に禁止されない範囲において、アンチ・ドーピング機関との間で適時に情報共有するために、その公的サービス若しくは団体及びアンチ・ドーピング機関の間の協力関係を促す。